

○研究ノート： ノルウェーにおける刑事政策の現在（いま）¹

弁護士・國學院大學法科大学院兼任講師 齋藤実

1 はじめに²

ノルウェーで、2011年7月22日大規模なテロ事件（以下「2011年テロ」とする。）が発生し、その死亡者数は77人にも上ったことは記憶に新しい。2011年テロはオスロ市内及びオスロ郊外のウトヤ島で発生し、オスロ市内での爆破テロの爆心はノルウェー法務省の目の前であったため、ノルウェー法務省の職員にも被害が出ている。ノルウェーの人口が約500万人であることから、77人の死亡者数は極めて大きい数字であり（日本の人口にすると約2000人にも上る）、同国に与えたショックは極めて大きい。

そもそも、ノルウェーは極めて豊かな国として知られ、人口約500万人、福岡県と同じくらいの人口であるものの、面積は日本全体と同じくらいである。ノルウェーは、かつては農業国といわれていたが、1970年代に北海石油が発見されたことで大きな変容を遂げ、現在では、国民1人当たり国内総生産（GDP per capita）はルクセンブルクに続き世界第2位（2011年）である³。失業率は3.6%程度に過ぎない。消費税は24%と極めて高いものの（但し、食品は12%、書籍は6%）、福祉が充実しており、国民からの大きな不満は上

1 本稿は、齋藤実・矢野恵美「ノルウェーの刑事政策の現状と2011年の大規模テロ事件」刑政123巻第6号（2012年）134-148頁及び、矢野恵美・齋藤実「美祢社会復帰促進センターにおける受刑者調査から見えてくるもの」刑政122巻3号（2011年）22-34頁を加筆・修正したものである。

特に、バスタイ刑務所に関する記載を加筆するとともに、ノルウェーの刑事政策から日本の刑事政策が学ぶべき点について書き加えた。

2 様々な用語の訳は基本的にノルウェー語を基にしているため、必ずしも英語バージョンとは同じではない。在日ノルウェー王国大使館HPの使用している訳語は部分的に参照させて頂いた。

3 The Global Competitiveness Report 2011-2012. p386.

がっていない。男女共同参画先進国でもあり⁴、2009年のジェンダーエンパワメント指数ではスウェーデンに次いで世界第2位、2011年のジェンダーギャップ指数でもアイスランドに続き世界第2位である。

昨今、ノルウェーは「犯罪者に優しい国」として、日本で紹介されることが多い。これは刑罰、とりわけ自由刑が非常に軽いことと関わりがある。確かに、拘禁刑は最長21年、平均刑期4.9月(2007年)⁵と短い。これに対して、死刑と無期徒刑があり、有期刑でも最長30年、平均刑期2年1月(但し、1996年～2005年の平均)⁶の日本と比較すると非常に軽いと言える。また、受刑者処遇の状況を見ると、「1人1居室の原則」を徹底させ、同一居室に複数の受刑者を収容することはない。そのため、居室が空くまで収容を待っている「待機有罪者」がいるほどの徹底ぶりである。これには、なるべく施設収容を回避し、たとえ収容したとしても、自由の拘束以外については、出来る限り一般社会に近づけるべきであるという考えが背景にある。廃止されてから100年以上経過した⁷死刑制度を復活させる議論は一部で聞かれたものの、大勢になることは決してなかった。こう見ると、確かに、ノルウェーは「犯罪者に優しい国」と言えそうにも思える。

しかし、他方で、ノルウェーの刑事政策は、その目的に「社会安全」を掲げており、「予防拘禁」を導入している。これは、重大犯罪を行った、危険性を有する犯罪者については、危険性が除去されるまで施設収容するというもので、触法精神障害者に対する「保護拘禁」とは別に、完全責任能力に適用される点に大きな特徴をもつ。生涯、施設に収容される余地もある。2002年には拡大の方向で法改正もなされた。2008年には76人が予防拘禁となっ

4 矢野恵美「ノルウェー」内閣府男女共同参画局『諸外国における政策・方針決定過程への女性の参画に関する調査—オランダ王国・ノルウェー王国・シンガポール共和国・アメリカ合衆国—』内閣府男女共同参画局(2009年3月)90-106頁。

5 KRUS Rapport Nr.1/2010. Ragnar Kristoffersen(red.). *Nordisk statistikk for kriminalomsorgen i Danmark, Finland, Island, Norge og Sverige 2004-2008*. 2010. Oslo. p19.

6 法務省法務総合研究所編『平成19年版犯罪白書』245頁。

7 1905年に廃止されたが、第二次世界大戦時にナチスと通じたヴィトケン・クイスリングを処刑するために1945年に1度だけ死刑が実施された。

ている。他の北欧諸国では、現在、デンマークのみが導入しているが⁸、その数は少なく（同年33人）、ノルウェーでの利用が少なくないことが分かる。また、ノルウェーにも厳罰化の波は訪れており、最新の刑法では拘禁刑の最長を30年まで延長している（これはコンピューターの問題で公布・施行の作業が滞ってしまっているため、2011年テロの被告人には適用することができなかった）。このように考えると、「犯罪者に優しい国」として考えることは、ノルウェーを一面からしか捉えていないと言ってもよいであろう。2011年テロの被告人に対しても、この予防拘禁が用いられた。

近年、日本ではノルウェーの刑事政策が注目されているが、必ずしも十分にノルウェーの刑事政策の全体像が紹介されていないように思われる。そこで、本稿では、筆者らが実際に訪問したノルウェーの最新鋭刑務所であるハルデン刑務所等の刑務所の処遇についても触れたい。さらには、映画「孤島の王」の舞台となったポストイ刑務所も紹介し、その上で日本の刑事政策の進む道についても考えてみたい。

2 刑務所での収容について⁹

(1) 法務省の組織について¹⁰

ノルウェーの法務省について簡単に紹介すると、法務省は警察と同組織になっており、法務・警察省として機能する。原語に忠実に訳せば「法務・緊急事態省」となるが、大臣の職名は単に「法務大臣」である。刑務所及び保護観察所はいずれも法務省刑事局の管轄になっており、矯正局と保護局には分かれていない。刑事局は、大きく①中央機関（KSF）、②6つの管区、③教育・研究所（法総研と教育・研究所の両方の機能をもつ。KRUS）、ITサー

8 フィンランドは2006年に廃止。KRUS Rapport Nr.1/2010. Ragnar Kristoffersen(red.), *Nordisk statistikk for kriminalomsorgen i Danmark, Finland, Island, Norge og Sverige 2004-2008*. 2010. Oslo. pp31-35. スウェーデンでは現行刑法施行時には使用されていたが、優生思想と強く結びつき、性犯罪者に対して、ごく少数であるが、手術なども行われていたため、人権侵害であるとして、廃止になっている。

9 齋藤実「フィンランドにおける受刑者処遇の現在（いま）—ノルウェーの受刑者処遇と比較しつつ」犯罪と非行171号（2012年）134-148頁も参照ください。

10 刑事局のHP及びインタビューより。

ビス（KITT）の3つに分かれている。管区には、全部で44か所の刑務所及び17か所の保護観察所が設置されている。なお、全国レベルで統一すべき内容については刑事局が判断するものの、6つの管区には大きな裁量が与えられている。各管区に大きな裁量が与えられている点は、北欧諸国に共通した傾向である。矯正職員は3400人、保護観察官は300人、ICTサービススタッフアカデミー（Information Communication）は450人である。

（2）概況について（女子及び少年受刑者を中心に）

刑事施設に収容されている者の内訳は、未決27.2%、女子受刑者5.8%、少年受刑者0.2%、外国人受刑者32.5%、残りが男子の既決で、2011年の収容率は、94.1%であった。ノルウェーは移民問題に悩まされており、刑務所の中も例外ではない。近年は、ラトビア、リトビア、ポーランド、ルーマニアなどからの外国人受刑者が多い。特にオスロ刑務所では、約6割が外国人受刑者である。

女子の刑務所は2施設あり、そのうちの1つが、後に紹介するオスロにあるブレードバイト刑務所である。北欧には、少年法、少年院や家庭裁判所がなく、少年全体の刑事施設収容が少ないうえに、女性は非行の初発年齢が低いものの、その要保護性ゆえに、かえってダイヴァージョンの対象になることが多く、刑事手続にのらず、犯罪傾向が進んだ後に初めて刑事施設に収容されることが少なくない。そのため、ノルウェーでは、女子に特化した生活改善のための処遇プログラム（VINN）が開発され、積極的に行われている。現在は、このプログラムはノルウェーのみならず、スウェーデンなどの近隣北欧諸国においても導入され始めており、今後のプログラムの活用が期待されている。

次に少年についてみると、15歳から18歳¹¹までの少年については刑務所に収容しないことを原則とし、むしろ福祉分野が対応していくことになる。このことは、少年法をもたず、「虞犯」概念をもたない北欧法系諸国に共通

11 ノルウェーの成人年齢は18歳である。

している。少年が収容される刑務所は、オスロとベルゲンに設置されており、多くの職員により手厚い処遇がされている。

しかし、現在、犯罪をした少年を福祉だけで扱うことには限界が感じられ始めている。少年であっても、犯罪をした者の更生においては、強制力のない機関での対応には、どうしても限界があり、新しい方法が模索されているところである¹²。保護処分として強制力を持ちながら、教育と言う側面を強く維持している日本の少年院制度は、日本から大いに発信していくべき部分であろう¹³。

(3) ノーマリティーの原則と「1人1居室」の原則について

ノルウェーの受刑者処遇の基本となる考え方は、ノーマリティーの原則である。自由刑はあくまでも自由の剥奪することのみが刑罰であり、それ以外の部分は、極力外の社会と同じにしようとする考えである。そのため、たとえば、自由を拘束する以外のことで強制することは難しく、刑務作業やプログラムの受講も強制はできない。被選挙権はないものの、選挙権はある。また、電話をや、面会についても制限は最小限となっている。電話は犯罪に関係する以外の相手なら、事前に電話番号を申請しておけば、誰にでもかけることができるし、面会も同様に犯罪に関わる相手でなければ許される。全ての刑務所に共通することとして、面会希望者は所定の用紙に記入し、郵送またはe-mailでその用紙を刑務所に送ると、それが警察に送られ（用紙は直接警察に送られるようになっている施設もある）、警察による人物チェックを受け、許可が下りれば面会許可証が発効される。この手続には2・3週間を要する。希望者が未成年者の場合は、保護者の許可状があるなど、手続が異なる。また、家族に会う権利は重視されている¹⁴。どの刑務所にも家族面会

12 NOU2008:15 *Barn og straff: utviklingsstøtte og kontroll*.ではまさしくこの問題が扱われている。

13 2011年にノルウェー国立犯罪防止研究所所長エリック・ナド Heim氏が来日した際に、法務省で講義を受け、実際に愛光女子学園に案内したところ、日本の少年院制度の大変な興味をもち、帰国後、ノルウェー法務・警察省のイントラネット内に訪問について投稿している。

14 同じ北欧でも、スウェーデンでは、性犯罪やDVについては、家族の面会を制限してい

室が整えられており、通常の面会は1時間程度、無立会でごく普通の部屋のような場所で行われる。勿論アクリル板もない。宿泊面会も許される。面会については、各施設で異なるので、後述する。また、受刑者は作業等に従事した場合、1日当たり52クローナと、比較的高額な支給を受けるのもノーマリティーの原則のあらわれと見てよいであろう¹⁵。

ノーマリティーの原則が端的に表れるのが、「1人1居室」の原則である。ノルウェーでは、1居室につき受刑者は1人で、複数人が収容されることはない。そのため、ノルウェーの収容率は94.1%と決して低い数字ではないが、それでも「1人1居室」の原則を徹底させている。これこそ、一般社会において見知らぬものと一部屋で暮らすことなどないというノーマリティーの原則の表れである。

上述のように、1人1居室を貫こうとするため、入所を待つ者がいるくらいであるので、当然のことながら収容率は常に100%であったが、現在では、電子監視の導入、仮釈放の活用による社会内処遇の充実、ハルデン刑務所の新設などにより、収容率も安定し始めている。

ここで簡単に、2008年に導入された電子監視について言及する。電子監視は、社会内処遇を多様化させるとともにラベリングを回避すること、収容待ちの解消、経済的負担の軽減を理由として導入された。4か月以下の自由刑または、4か月以下の社会奉仕命令の場合に代替刑として用いることができ、足輪型のGPSを装着する。電子監視は社会内処遇の充実を目的としているため、電子監視を受けている期間は、1日のうち12時間は外出が義務付けられている。北欧では、電子監視は、性犯罪者などの行動監視のためでは

る。矢野恵美「スウェーデンにおける被害者対策」被害者学研究第22号(2012年)、同DV対策の比較法研究9「スウェーデン—男女共同参画とDV対策」『みんけん』657号(2012年)37-50頁、同「刑法における性犯罪規定と性犯罪加害者対策・被害者対策に関する一考察——スウェーデン2005年性刑法全面改正を手がかりにして」齊藤豊治・青井秀夫編、東北大学21世紀COEプログラムジェンダー法・政策研究叢書5『セクシュアリティと法』東北大学出版会(2006年)319-356頁。フィンランドのDV対策については齊藤実DV対策の比較法研究8「フィンランドにおけるDV対策」『みんけん』656号(2011年)37-50頁も参照ください。

15 もっとも、受給額が貧困最低限を下回るため、税金を払う必要はない。

なく、専ら刑期の短い受刑者に、施設収容に代えて社会内処遇を行う時に使用され、施設の収容率の低下につながっている¹⁶。

(4) 処遇理念について

処遇の理念は、受刑者の改善更生及び社会復帰と、社会安全の2点にある。もっとも、両者は同等ではなく、前者に重きを置きつつ、副次的に後者を視野に入れている。そのため、矯正処遇において、受刑者を改善更生させることが重視されている。

この考えは、刑務所の現場の刑務官の間にも、徹底して浸透しており、刑務官は受刑者の改善更生及び社会復帰のために仕事をするという目的意識を強く持っている。刑務所の現場でこのような考えが浸透している1つの理由は、ノルウェーの刑務官の教育・研修期間が2年間と長く¹⁷、この間に、徹底して教育されることも無縁ではないと思われる。そこで、項を改めて、刑務官への教育・研修について説明したい。

(5) 矯正アカデミー（KRUS）¹⁸について

ノルウェーの刑務所を維持していくにあたり、刑務官の質の高さをあげる必要がある。北欧は全体に刑務官の士気が高く、刑務官と言う職業への誇りも高いが、ノルウェーも総じて刑務官の質が高いと言える。この質の高さを維持するために大きく貢献しているのが、矯正アカデミーである。ノルウェーでは刑務官になるに当たり、2年間の教育をここで受ける。この間は、公務員として給料が保障されている¹⁹。1995年の学生数は67名であったが、2007年は211名、2008年は198名となっている。入学初年度は、4週間の導入研

16 スウェーデンの電子監視の最新情報については藤原尚子「スウェーデン」法務総合研究所研究部報告44『諸外国における位置情報確認制度に関する研究—フランス、ドイツ、スウェーデン、英国、カナダ、米国、韓国—』59-87頁（2011年）に詳しい。

17 心理学、社会学、犯罪学、法学、紛争解決法、倫理、人権などの科目があるとともに、教育プログラム、修復的司法のファシリテーターとしての訓練も受ける。この間には、給料も支払われており、修了後1年間の就労義務がある。

18 <http://www.krus.no/no/>

19 修了後1年間の刑務官としての就業が義務付けられている。

修の後、42週間の刑務所での実施訓練を行う（このうち週2日は、座学の講義に充てられている）。2年目は、44週間の理論的な勉強とともに、6週間の刑務所での訓練を行う。2年間の習得項目は6つあり、①刑事手続と関連法令、②刑務官としての倫理と専門性、③実地訓練と安全の確保、④犯罪学と刑事政策、⑤施設内における環境セラピー、⑥刑務官の役割の認識 である。

加えて、刑務官と受刑者との間の距離の取り方を学ばせることを重視している。刑務官が、受刑者を1人の人間として見ること、その際の接し方を教えていくのである。現在、教育・研究所を終了することで学士号が取得できるようにすることが検討されている²⁰。

(6) 再犯について

北欧では、2005年のデータを使用して、再犯に関する共同の大規模な研究が行われた²¹。そこでは、再犯に関して、再犯までの期間や割合について、年齢や罪種、性別、前刑などが調べられ、北欧各国比較がされている。再犯については、比較の対象や方法で大きく結果が異なるので、安易に日本との比較はできないが、この調査では、北欧5カ国内で条件をそろえて実施された。ノルウェーの大きな特徴は、刑務所を出た者の再犯率が5カ国で最も低かったことである。スウェーデン43%、フィンランド36%、デンマーク29%、アイスランド27%、ノルウェー20%であった。この調査では、保護観察後の再犯率も比較されているが、こちらは、フィンランド25%、デンマーク22%、ノルウェー21%、スウェーデン20%、アイスランド16%であった。

3 ノルウェーの刑務所について

(1) 刑務所の分類について

44か所あるノルウェーの刑務所の平均収容者数は、70名である。最大の刑務所はオスロ刑務所であり、定員は392名である。2番目に大きいハルデ

20 ノルウェーの警察大学校は3年の教育を経て学士号を取得することが可能である。教育・研究所でも、これと同じような制度にしようと考えられている。

21 *RETUR: En Nordisk Undersøgelse af Recidiv Bland Klienter i Kriminalforsorgen*. 2010: Oslo. pp.32-33.

ン刑務所は、2008年に設立された最新鋭の刑務所である。

刑務所の種類は3種類に分かれる²²。すなわち、ハイ・セキュリティ刑務所（閉鎖刑務所）、ロー・セキュリティ刑務所（開放刑務所）、ハーフウェイ・ハウスの3種類である。ハイ・セキュリティ刑務所には2427人（63.4%）が収容されており、ロー・セキュリティ刑務所には1192人（31.2%）、ハーフウェイ・ハウスには104人（2.7%）であるが、現在7つあるハーフウェイ・ハウスについては、今後、増設する予定である²³。なお、ノルウェーでは、例えば2008年を見るとロー・セキュリティ刑務所からの逃走は27件、ハイ・セキュリティ刑務所からの逃走は4件と、日本に比べ逃走の件数が多い。もっとも、ロー・セキュリティ刑務所から逃走した場合には、ハイ・セキュリティ刑務所に収容されるため、他の北欧諸国に比べると脱走が少ない²⁴。

筆者は、ノルウェー最大のオスロ刑務所、最新鋭のハルデン刑務所、女子で唯一予防拘禁の受刑者を収容しているブレードバイト刑務所、さらにかつては少年を収容する施設であったバストイ刑務所の4施設を視察する機会を頂いた。これらはいずれもノルウェーを代表する刑務所であり、それぞれの刑務所の特徴について簡単に説明をしたい。

(2) ハルデン刑務所 (Halden fengsel) について

ノルウェーは、2008年、ハルデン刑務所を設立した。ここは、受刑者250人を収容し、オスロ刑務所に次ぐノルウェー第2の規模を誇る閉鎖型のハイ

22 刑務所の分類は、北欧法系諸国でも様々である。スウェーデンではセキュリティにより5つの刑務所に分類し、最も軽いものが開放刑務所である。フィンランドでは閉鎖・開放刑務所の2種類に分類する。もっとも、いずれもセキュリティにより分類するとともに、処遇が進めば、可能な限り閉鎖から開放へ移送してから仮釈放しようとする点は共通している。

23 たとえば、フィンランドでは、一般に、一度収容された受刑者は、閉鎖刑務所への収容→開放刑務所への移送・収容→自動的仮釈放（初犯は刑期の2分の1、再犯は3分の2経過時に自動的に仮釈放となる）との流れをとり、徐々に社会にソフトランディングしていく。しかし、ノルウェーでは収容期間が短いため、たとえハイ・セキュリティ刑務所に収容されても、ロー・セキュリティ刑務所に移送・収容されることは多くない。

24 2008年、開放刑務所だけを見ると、デンマーク90人、フィンランド56人、スウェーデン61人が脱走している。なお、アイスランドでは開放刑務所からの逃走はなかった。前掲1)46-48頁。

セキュリティ刑務所である。A、B、Cの3つの棟に分かれ、特にA棟には処遇困難者を収容しており、保護室も備えられている。ハルデン刑務所における最大の特徴は、刑務作業を含む改善更生に向けたプログラムの充実であり、Y棟²⁵において集中的に行われている。生産作業としては、木工作業、組み立て作業、金属加工、建売販売(ログハウスなどを組み立てて販売まで行う)、車修理、営繕作業としては、建物維持、洗濯、清掃、その他として、グラフィックデザイン、購買部での販売、ビジュアルアート、手工芸、さらに炊場などがある。さらに社会復帰のために、ソーシャルワーカー、就業のための職員等が常駐している部署もある。家族面会用の別建物(一軒家で中にはリビング、寝室、子ども部屋もある)を備えており、このこと自体は北欧では特別ではないものの、面会をするために受刑者にプログラムを受講させる点が特徴である。一定のプログラム(「両親プログラム(program for foreldre)」)の受講を義務付けられており、パートナーや子どもに対して、どのように接するべきかを学ぶ。そこで受講の効果があがたと認められれば宿泊面会が許される。そこでは、料理をふるまったり、子どもとゲームをしたり、パートナーと話し合ったりということが行われる。

(3) オスロ刑務所(Oslo fengsel) について

同刑務所は、1850年代に建てられたノルウェーで最も古く最大の規模を誇る刑務所である。1930年代にビール工場を刑務所に改築して拡大している。現在、中は大きく3棟に分かれており、A棟は居室棟、B棟はさらにブロックに分かれ、事務部分と刑務作業及びプログラムなどの実施スペースがあり、C棟は後述する薬物依存の治療プログラムであるパス・ファインダー(Stifinnern)の受講者のための棟である。オスロ刑務所の抱える最大の問題は、約6割にものぼる外国人受刑者の存在である。オスロ刑務所は、最優先課題として外国人受刑者の問題に取り組んでいる²⁶。言語の問題があり、プ

25 仕事を表す“yrke”の頭文字をとってY棟とした。

26 Ugelvik, Thomas. 2012. 'The dark side of a culture of equality: Reimagining communities in a Norwegian remand prison' *PENAL EXCEPTIONALISM? NORDIC PRISON POLICY AND PRACTICE*, edited by Thomas Ugelvik and Jane

プログラムの受講はさせられないが、刑務官と受刑者との間の信頼関係の構築に重きを置いている。現法務大臣のクヌート・ストールベルグ氏はオスロ刑務所の改革に特別予算をつけ、外部からの職員のリクルートを手掛けた。現在の所長のスティグ・ストールヴィーク氏は、一般公募で選ばれ話題を呼んだ。

オスロ刑務所では、受刑者の改善更生のために積極的にプログラムを行っており、その1つが、2011年に20周年を迎えたStifinnern (Pathfinders) と呼ばれる、薬物及びアルコール中毒のある受刑者へのプログラムである²⁷。このプログラムは、ノルウェー国内の5つの病院と提携し、病院に移送する前の準備期間を過ぎさせる。20人を定員としており、C棟は全て本プログラム受講者の収容棟にあて、ノルウェー全土の刑務所から希望者を募っている。薬物及びアルコール依存のある受刑者を治療するためには、病院との提携は必須であり²⁸、本プログラムは有益であるといえる。もともと、ノルウェー全土で本プログラムの対象となりうる受刑者は、全体の約6割になるとされ、今後、同様のプログラムが拡大することが予想される。

B棟で行われているものには、MASHとMAKISがある。MASHは服役中にうまく適用できなくなった全ての受刑者のために使用される、日中のアクティビティーである。とりわけ、居室棟で孤立してしまった受刑者のために使用される。MAKISは再犯の処遇困難者のために作られた職業訓練プログラムである。

居室棟であるA棟では、TOGと呼ばれる、2006年に開始した常習犯罪者の改善更生を図るプログラムが行われている。彼らが、釈放や仮釈放前に、ハーフウェイ・ハウス等、より開放的な施設に移送される際に、そこでのモチベーションを高めるため、「自分の人生のために何か積極的なことをしよう」というコンセプトのもとに始められた。オスロ刑務所の中でも最も歴史のあるA棟の3階の1区画を収容区画にあてている。15人の定員に対して、

Dullum, 121-38, New York: Routledge.

27 <http://www.oslofengsel.no/index.html>

28 筆者が訪問した際に話した受刑者は、薬物依存者にとって、医療と連携したプログラムが必須であること、このプログラムが非常に重要であることを熱心に語ってくれた。

9人の職員及び3人の保護観察官が対応している。

(4) ブレードバイト刑務所/保護・予防拘禁施設 (Bredtveit fengsel, forvarings- og sikringsanstalt) について²⁹

ブレードバイト刑務所は、オスロ市内に位置する女子刑務所である。収容定員は64名で、その中ではハイセキュリティ区画とローセキュリティ区画に分かれる。ハイセキュリティ区画の収容定員は45名、ローセキュリティ区画は19名である。ハイセキュリティ区画には、保護拘禁対象者、予防拘禁対象者の収容区画をもつ唯一の女子刑務所である。動機づけ会話の手法を用いた、前述の女子受刑者の生活を立て直しプログラム (VINN) 及び、暴力離脱のためのプログラム「暴力以外の選択肢 (ATV)」も行われている。VINNは女性受刑者なら誰でも受講でき、5から8人のグループワークで、最低8回、最高24回のミーティングを3週間から半年の間で行う。宿題を含め、16から48単元を学ぶ。ATVは暴力犯、薬物依存、性的暴力犯をした者を対象としている。3から6人でのグループワークで、1回1.5時間で最低12回のミーティングを最低12週間で行う。宿題を含め、最低18単元を学ぶ。

(5) バストイ刑務所 (Bastøy landsfengsel) について

バストイ刑務所は、1900年頃に少年に対する矯正施設として開設された。バストイ島という1つの島を刑務所として利用している。バストイ刑務所が開設された頃は、極めて少年に対して厳格な刑が執行されており、その当時の様子は、映画『孤島の王』などでも紹介されている。

しかし、現在は、130名を収容可能なノルウェー最大の開放刑務所 (男子) として機能し開放的な処遇が展開されており、厳格な刑の執行とはほど遠い。刑務所収容は自由の剥奪のためにあるがそれ以上のものではなく、受刑者は通常の社会と限りなく近い生活を送り、受刑者の自主性も尊重される。例え

29 以下ブレードバイト刑務所と略す。

ば、刑務所議会を作り、その代表者は受刑者の選挙で決めており、刑務所の中を民主的な一般社会に少しでも近づけ改善更生を図ろうとしている。また、71名の職員の内30名が女子職員であり³⁰、半数近くの職員を女性が占める（もっとも、男子刑務所にも女子職員が多いことはバストイ刑務所に限ったことではなく、ノルウェーさらには北欧の刑務所全体に共通している。）

バストイ刑務所からの出所者の再犯率は16%であり、ノルウェーの刑務所出所者の再犯率20%と比べても低い数字となっている。バストイ刑務所は、たしかに開放刑務所であるものの、そのうちの97%は閉鎖刑務所から移送された受刑者である。しかも、平均刑期は2年から3年の間の受刑者が多いことから、受刑者の多くが重大犯罪を行っていることが分かる。とすると、バストイ刑務所は、特に犯罪傾向の低い受刑者を集めて低い再犯率としているのではなく、受刑者の多くが重大犯罪を行っているにも関わらず再犯率が低いのである。

とすれば、バストイ刑務所の処遇を見る限り、受刑者の人権を尊重する処遇に、何らかの再犯率を下げる可能性があることは否定できないようにも思われる。

4 ノルウェーの社会内処遇

ノルウェーの刑事政策を考えるに当たり、社会内処遇の観点を忘れることはできない。その中でも、社会奉仕命令を受ける者は48%にもものぼることから、社会奉仕命令について言及したい。

社会奉仕命令は、保護観察所の管轄に置かれる。時間は、30から420時間であり、420時間が懲役1年に相当するとされ、懲役1年以下の刑の代替刑として用いられている。ノルウェーでは、懲役1年以下の受刑者は全体の86%を占めていることから、対象者となりうる者は相当数に上る。社会奉仕命令を受けるか否かには年齢や性別に関係ないものの、社会奉仕命令を用いるか否かの判断は裁判所の専権であり、暴力犯罪等の場合には、社会奉仕命

30 2012年9月現在。

令となる可能性は低い。

社会奉仕作業の内容は多岐に渡るが、コミュニケーション能力をあげるために、対話が含まれる作業でなければならないとされる。福祉関係の作業が多いのは他の国と同様であるが、ノルウェーならのユニークなものとしては、例えばフィヨルドの灯台の清掃などがある。また、また社会奉仕命令は、そのうちの最大70%が無給であるが、残りの30%については、たとえば薬物運転プログラムなどの教育プログラムや、職業スキルや社会スキルを高めるプログラム、CTBプログラム（認知項行動療法）、などを行う。

ノルウェーの受刑者は、薬物中毒・アルコール中毒にあるものが約60%、十分な教育を受けていないものが約40%、無職が約80%、ホームレスが約65%、最低貧困ライン以下が約40%である。犯罪は、これらの要因が重なり合って発生しているものと考えられる。今後、再犯率を下げるためには、これらの要因を複合的に除去していくことが不可欠であろう。

5 予防拘禁について

今まで紹介してきた制度とは異なり、「社会安全」を主たる目的とした予防拘禁について見ていきたい。前述したように、ノルウェーには予防拘禁と、触法精神障害者に適用される保護拘禁があるが、ここでは完全責任能力のある重大犯罪を行い、再度行う危険性のある犯罪者に適用される予防拘禁制度（fornaring）について、ノルウェー刑法に言及しつつ触れたい。

まず、ノルウェー刑法第39条C項は以下のとおり規定する。

「有期の判決を下すことが社会を守るために不十分であるとされた場合、以下の1号及び2号の要件を満たせば、刑務所に収容する判決に代えて刑事局管轄下の施設に収容する予防拘禁の判決を下すことができる。

- ①他人の生命、健康、自由を害するあるいは法的権利を危険にさらす、深刻な暴力重罪、性的重罪、監禁、放火あるいは他の深刻な重罪で有罪とならなければならない。さらに、その者がこのような重罪を再び行う差し迫った危険がなければならない。（以下、略）」

注目すべき点は、予防拘禁の目的が「社会を守るため」にあり、受刑者

の改善更生を目的とするノルウェーの通常の刑罰とは異なる点である。さらに、犯罪者の差し迫った再犯の危険性がある場合に予防拘禁にできるとしており、再犯を行う将来の危険性に着目している点でも、従来の刑罰とは異なる点が注目される。

さらに、同法第39条e項は、予防拘禁の期間を以下のように規定する。

「予防拘禁の判決の言い渡しをする場合には、裁判所は通常を15年は超えないようにするとともに、最長でも21年を超えることはできない。しかしながら、検察官からの請求があった場合には、裁判所は1回の請求につき5年の範囲で延長することができる。」

予防拘禁の期間を、通常は15年以下、場合によっては21年以下³¹まで科すことができると謙抑的に規定しながらも、裁判所の判断で5年ごとの更新を可能としている点も注目される。すなわち、第39条C項に規定する再犯の危険性が除去されない限り、少なくとも法律上は一生施設に収容することが可能なのである。

予防拘禁の収容施設には、通常の刑務所内の一角が用いられており、男子はイラ刑務所/保護・予防拘禁施設 (Ila fengsel og forvaring sanstalt)、トロンハイム刑務所 (Trondheim fengsel) の2か所、女子はブレードバイト刑務所1か所に収容されている。男子の多くは、イラ刑務所に収容されている。2002年以来、178人、180件の事件で予防拘禁が用いられている³²。これらの者の約4割が強姦などの性犯罪で、殺人(未遂)等が、これに続く罪名となる。

6 テロ後のノルウェーの刑事政策

ノルウェーの刑事政策は、2011年テロにより変化するのであろうか。ノルウェーの首相は、テロ直後に「私たちは自分たちの持つ価値観を決して放棄してはなりません。・・・暴力に対する答えは、民主主義をさらに強固なものにすることだということを、相手をもっと思いやるのが暴力に対する

31 立法にあたり、15年以下にすることも主張されたが、禁錮刑の最長が21年であることのバランスを図るために21年とされた。

32 このうち2名は、予防拘禁で1度釈放され、再度予防拘禁で収容されている。

答えだということを、示さなければなりません。」³³と述べている。

これは多くのノルウェー国民の意見とも一致しているように思われる。テロによりノルウェーの刑事政策は2011年テロの実行犯であるアンネシュ・ブレイビクの意図したことに従うことになる以上、テロによっては刑事政策を変えることはないとの確固たる信念が伺える。犯罪者を改善更生しようとする教育刑の理念を原則としつつ、予防拘禁を併用するノルウェーの刑事政策は、このテロにより変わることはないだろう。

7 ノルウェーの刑事政策の日本での活用

では、ノルウェーの刑事政策を日本へ活用することは出来ないだろうか。

たしかに、日本の厳罰化の潮流にあって、犯罪者の改善更生に極めて高い比重を置くノルウェーの刑事政策を直ちに取り入れることは出来ないかもしれない。しかし、平成17年、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号 以下、「法」とする）が制定され、同時期にいわゆるPFI刑務所が開設された。PFI刑務所は、いずれも「社会復帰促進センター」と表記される。これは、PFI刑務所が、犯罪者を改善更生させ、社会に復帰させることを重きに置く刑事施設であることを示すものである。このPFI刑務所は、極めて良好な受刑者処遇を行っている。例えば、平成22年3月、私の所属する研究チームが、第1号PFI刑務所である美祢社会復帰促進センター（以下「美祢センター」とする。）で、全受刑者を対象にアンケート調査（以下「本調査」とする。）を行い、その中で、極めて良好な結果が出ている。

アンケート調査の内容は多岐にわたるが、特に注目すべきは、職業訓練及び改善指導についてのアンケートである。「実際に受けた職業訓練が役に立ったか」の回答について、全ての職業訓練で、「実際に受けた職業訓練が役に立ったか」の数字が、「職業訓練のうち役立つと思うものは」の数字を上回っている点である。すなわち、全ての職業訓練で、受刑者は実際に受講して、よ

33 在日ノルウェー王国大使館ホームページ

(http://www.norway.or.jp/news_events/policy_soc/policy/pmspeech_jul22/)。

り役立つと感じているのである。美祢センターが、受刑者の期待を上回る職業訓練を提供していると言うことが出来るであろう。特に、ホームヘルパー2級では、全受刑者が、実際に受講して役立つものであったと答えている。その他でもプログラム・システム科96.3%、DTP専攻科94.7%の受刑者が、実際に受けて役立ったと回答している。

この質問にあわせて、職業訓練を受けて良かったことは何かという質問も受刑者にした。最も高かった回答は「社会復帰後の就職に役立つ」で、52.9%であった。「技術が身についた」も47.2%で2番目に高い数字であった。職業訓練の目的が「受刑者に職業上有用な知識や技能を習得させる」ことにあることからすれば、美祢センターの職業訓練ではその目的が達成されていることが分かる。さらに、注目すべきは、「自分を見つめ直すことができる」が30.4%と3番目に高いことである。職業訓練は受刑者に知識や技能を習得させることのみならず、自分を見つめ直すという受刑者の内面にも働きかけているのである。

さらに改善指導についても、「実際に受けた改善指導が役に立ったか」について見ると、職業訓練と同様、全ての改善指導で、「改善指導のうち役立つと思うものは何か」よりも高いものとなった。いずれの改善指導も受刑者の期待を上回り、受刑者にとって役立ったことを示しているといえよう。

また、改善指導についても受けて良かったことは何かとの質問をしたところ、「自分を見つめ直すことができる」が60.4%で最も高く、次いで「自分の犯罪をふりかえることができる」が48.1%、「反省の気持ちが芽生える」が43.7%と高かった。4番目に「知識が身についた」が42.2%と入るが、上位の3つの項目はいずれも受刑者の内面に関連する事柄である。改善指導は、たしかに受刑者に知識等を与える側面を持つが、それ以上に、受刑者が自分自身を見つめ直し、自らの犯罪をふりかえり、その上で反省の気持ちを芽生えさせるきっかけとして役立っているのである。改善指導も職業訓練と同様に、受刑者の内面に働きかけていると言えよう。

本調査では、美祢センターの職業訓練等について、受刑者の期待値を上回るものであることが、統計上も明確になったと言える。その上で、職業訓練

等が、単に受刑者に技術や知識を与えるのみならず、受刑者の内面にまでも働きかけていることも明らかとなった。今後は、美祢センターでの経験を、他のPFI刑務所や刑事施設にも共有することが必要となるであろう。

このようなPFI刑務所の試みは、受刑者の改善更生に大きな力点を置いている点で、ノルウェー、更には北欧の刑事政策に類似している。今後、PFI刑務所はノルウェーの刑事政策を日本で活用するための大きなヒントとなると思われる。

※本論文は科研費基盤(B)「ジェンダーの視点から見た受刑者処遇の総合的研究」(研究代表者 矢野恵美)の研究成果の一部です。